

# 災害死亡給付特約 無配当



## 特長

### 不慮の事故による死亡や高度障害状態を保障します。

不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になったときや、所定の感染症により死亡・高度障害状態になったときは、保険金をお支払いします。

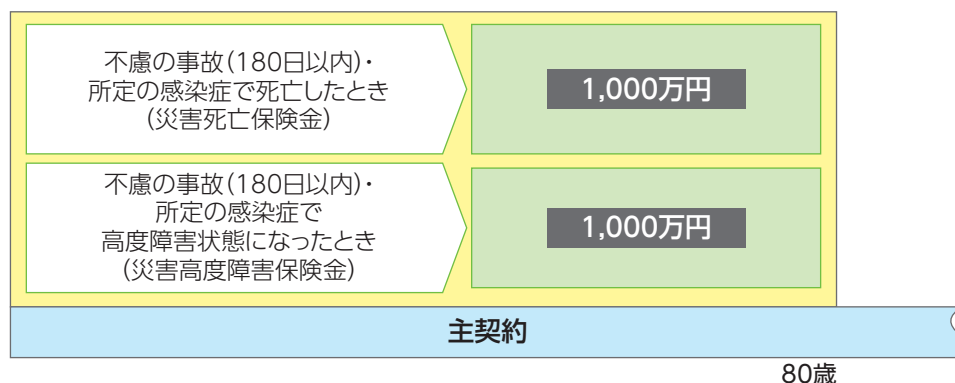
### 身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられ、主契約の保険料のお払い込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払い込みが不要になります。

## 仕組図とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 特約保険金額：1,000万円
- 保険期間：80歳満了
- 保険料払込期間：65歳まで
- 個別扱月払特約保険料\*  
男性：500円 女性：350円
- \*特約単独でのご加入はできませんので、この他に主契約の保険料が必要となります。



## 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
災害死亡保険金	不慮の事故(事故日から180日以内)や所定の感染症*1を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡したとき	主契約の死亡保険金・家族年金受取人
災害高度障害保険金	不慮の事故(事故日から180日以内)や所定の感染症*1を直接の原因として、特約の保険期間中に所定の高度障害状態*2になったとき	主契約の被保険者(保険契約者と主契約の死亡保険金・家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

\*1 所定の感染症とは、次の①または②の疾病をいいます(詳細は「ご契約のしおり・約款」別表15をご覧ください)。

- ① コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)
- ② 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症)。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に指定されている間に支払事由が生じた場合に限り、「所定の感染症」に含めます。

\*2 所定の高度障害状態については、裏面をご覧ください。

- いずれかの保険金をお支払いした場合、この特約は消滅し、その後の保障はなくなります。



# ご契約に際して

## 保険料払込方法

◆特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

## 所定の高度障害状態

(詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

◆所定の高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 付加できる主契約

- 有期払込終身保険
- 平準定期保険
- 平準定期保険(喫煙リスク区分型)
- 無解約返戻金型平準定期保険
- 非喫煙者割引特別付無解約返戻金型平準定期保険
- 長期平準定期保険(障害保障型)
- 家族収入保険\*
- 逓減定期保険
- 変額保険(終身型)
- 変額保険(有期型)
- 変額保険(定期型)
- 養老保険
- 5年ごと利差配当付養老保険
- 特殊養老保険

- \*生活保障特則14を付加する場合、特約を付加することはできません。
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
 ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。